



1. オセアニア（オーストラリア・ニュージーランド）経済交流派遣団 2018 完了報告・・・・・・・・

（一社）全中貿は日本と友好関係を維持し、経済面でも関係が深いオーストラリア・ニュージーランドを訪問しました。訪問先とその成果は下記の通りで、両国の投資環境、経済、社会情勢の他、現地進出の日本企業の活動状況等を良く理解することが出来ました。

名 称	オーストラリア・ニュージーランド経済交流派遣団 2018
日 程	平成 30 年 1 月 19 日（金）～1 月 28 日（日）10 日間
訪 問 先	ニュージーランド（オークランド・クイーンズタウン）・オーストラリア（シドニー）
主催団体	一般社団法人 全国中小貿易業連盟
協力団体	日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部、在大阪オーストラリア総領事館、 (一財)貿易・産業協力振興財団（ITIC）
内 容	<p>1. 参加者：10 名</p> <p>2. 成果等：</p> <p>① 【ニュージーランド クロムエル】淡水サーモンの養殖場見学 (HIGE COUNTRY SALMON 社)：</p> <p>17 年前（2000 年）に事業を開始した。クライストチャーチから稚魚を購入し、トラックで同養殖場へ輸送（約 30g の大きさ）。4 ヶ月で 150g へ成長、1.5～2 年で 4 kg 位になる。国内で 5 番目の養殖場である。プカキ湖からの水（淡水）で養殖。高級サーモンとして国内で販売している。（60～70%は直接販売、残りレストラン等国内販売。）観光客も多く、昨年 12 月に 5 万人以上来場した。</p> <p>② 【ニュージーランド ティマル】野菜、果物ジュース製造工場見学 (住商出資 JUICE PRODUCTS NEW ZEALAND CO., LTD)：</p> <p>JPNZ 社のメイン製品はニンジンのジュースで、95%をカゴメ等の日本へ輸出している。ニンジンは年産 65 メトリックトンで、1～10 月がシーズン。従業員は 27 人で国籍はバラバラ。（他季節労働者 37 人を抱える。）年商約 40 百万ドル。日本以外の輸出先は、マレーシア、台湾他アジア各国。オーガニックで高品質なジュースとして評価を受けている。</p> <p>③ オークランド MTUFJ 銀行 訪問：</p> <p>村上支店長よりニュージーランドの金融・経済情勢について説明を受けた。 MTUFJ 駐在員事務所開設は 1972 年で、1996 年支店に昇格し、フルバンキングを開始した。現在ニュージーランドへの進出日系企業数は 94 社、その大部分と取引あり。その他 地場企業約 50 社と取引あり。行員数は 16 人。TPP については中国との EPA 問題があったが、解決に至ったので締結の目途がついた。</p> <p>④ 【ニュージーランド】ジェトロ・オークランド事務所 訪問：</p> <p>林所長よりニュージーランドの現地事情について説明を受けた。 ニュージーランドにとり、農水産物の生産は GDP の 6%に過ぎないが、輸出の約 7 割を農水産物が占める。ニュージーランドは、太平洋における自由貿易国であり、中国を含むアジア諸国と積極的に FTA を締結している。人口が少ないので（480 万人）、多くの海外からの移民を受け入れている。在ニュージーランドの日系企業は黒字企業が多く、経営が安定しているが、今後の事業展開については、現状維持指向が多い。政治・経済が安定しており、インフラも充実しているので、投資環境は優れている。</p>

⑤ **二水会（オークランド日本経済懇談会）とのランチミーティング：**

二水会の小川会長（SUMMIT FORESTS N.Z.社長）、村上三菱東京 UFJ オークランド支店長、ジェトロ 林 現所長・奥 新所長他との昼食会を行い、現地での事業や経営環境について有益な情報を得ることが出来た。

⑥ **オーストラリア MTUFJ 銀行 訪問：**

同行シドニー支店 大野副支店長よりオーストラリアの金融・経済情勢について説明を受けた。
▼オーストラリアは日本の 20 倍の国土に対し、人口は日本の 1/5（24 百万人）に過ぎない。▼日系進出企業数は 558 社（2015 年末時点）。1 件当たりの投資金額が大きい。特に資源関係は金額が大きい。▼自動車メーカーは全て豪州から撤退し、自動車は完全に輸入に頼っている。（トヨタ 1 位、マツダ 2 位）▼移民の国であるが、ビザの発給が厳しくなりつつある。（特に中国・インドからの移民を制限）▼豪州の政策金利は 2016 年以降 1.5%に据え置かれている。▼国内市場は大きくないが、一人当たり可処分所得が大きく購買力がある。

⑦ **ジェトロ・シドニー事務所 訪問：**

中里所長より現地事情について説明を受けた。
▼概況としては、国土面積世界第 6 位、人口は 24.5 百万人（2017 年 3 月現在）で、前年比 39 万人の増。▼GDP 成長率は 1991 年から 2017 年まで、一度も景気の後退が無く、世界最長記録を更新中。▼日豪 EPA 協定が発足後 3 周年を迎え、貿易と投資が促進されている。▼日豪の経済関係は資源エネルギーに限らず、多岐の分野に広がっている。▼日系企業の総数は大小を含めると現在約 700 社に昇る。日本の企業進出の成功事例の紹介があった。

⑧ **AUSTRADE（オーストラリア貿易投資促進庁）：**

同庁の DIRECTOR トム・イエイツ氏より貿易、投資について説明を受けた。
▼日本は、60 年以上にわたり、オーストラリアにとって最大の貿易と投資相手国の 1 つ。▼日本は世界第 2 位の対豪投資国で、オーストラリアにとって日本は世界第 2 位の輸出市場。▼日本のエネルギー需要のため、豪州から石炭の 65%、鉄鉱石の 54%、LNG の 28%を輸入している。日本人観光客は回復傾向にあり、2016 年は 38 万人を記録している。

⑨ **シドニー進出の日本企業とのランチミーティング：**

現地事情、日本との取引状況について説明を受ける。当方から、関西経済と日本の自動車産業について説明を行った。シドニー商工会議所 末永会頭（新日鉄・住金出身）より日豪の経済関係の説明を受けた。シドニー商工会議所の会員 150 社。シドニーのほか、国内に 4 ヶ所の日本商工会議所がある。外部の参加者 8 名よりそれぞれの事業についての説明あり。姉妹都市・友好都市の関係で日本が最大の 108 の関係を取り交わしている。先方の依頼により、伊藤理事長より日本と世界の自動車産業の動向について、また、鹿内事務局長より関西経済の現状について説明を行った。

⑩ **シドニー現地港湾設備、商業施設等の見学：**

NSW PORTS (PORT BOTANY) MR. MICHAEL CUMMING 氏より説明を受けた。▼NSW PORTS は政府と年金ファンドが共有。▼NSW 州の 99%のコンテナを扱っている。一次製品の輸出が主。▼21 千人の港湾労働者を雇用し、州の総生産に 32 億ドル（年）貢献している。▼水深は 15m まであり、10 千 TEU まで扱いが可能。▼道路・鉄道と接続しており、内陸部のコンテナターミナルとも接続している。今後更にインフラ投資を進め、世界で一流の港を目指す方針。

▼オークランド ジェトロ事務所（新旧所長）（1月24日）



▼シドニー進出日本企業との会合（1月25日）



▼NSW PORTS シドニー 港湾施設の見学
（1月25日）



▼住商出資 JPNZ 社 ジュース工場見学
（1月23日）



▼三菱東京 UFJ 銀行 オークランド支店訪問（1月24日）



石綿等（石綿又は石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物）の製造、輸入、譲渡、提供及び使用は、平成7年や平成16年の一部禁止を経て、平成18年9月1日に全面禁止されました。一方で、禁止日時点で機械に組み込まれていた石綿含有部品などは、引き続き使用されている間に限り禁止が除外されるため、現在でも工業製品などに存在しています。

そうした石綿含有部品を交換・廃棄などする際は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づき労働者の石綿ばく露防止措置を講じる必要がありますが、厚生労働省ではこれまでも累次に渡って周知徹底を図ってきましたが、部品に石綿が含有されていることが把握されておらず、適切な措置が講じられなかった事例が散見されています。

こうしたことから、今般、添付のリーフレットのとおりに、そうした石綿の把握漏れ事例について取り纏めました。

本リーフレットでは、石綿含有部品の把握漏れをなくすための5つの対策をあげ、実際に発生した事例（対策が不十分であった例）を紹介しておりますので、この内容も参考にいただき、石綿含有部品の把握を徹底いただきますようお願い申し上げます。

なお、本リーフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しております。

【掲載ページ】「石綿パンフレット | 厚生労働省」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028652.html>

検索キーワード「石綿 パンフレット」

製造業や鉄道業などの皆様へ

機械設備の石綿含有部品を 把握していますか？

石綿含有部品を交換・廃棄などする際は、
「石綿障害予防規則」に基づき、
労働者に対する『石綿ばく露防止措置』が必要です。

- ▶ 石綿（アスベスト）は平成18年9月1日に使用などが禁止されました。ただし、禁止日時点で機械に組み込まれていた石綿含有部品などは、引き続き使用されている間に限り禁止が除外されるため、現在でも存在しています。
- ▶ そうした石綿含有部品を交換・廃棄などする際は、労働者に対して「石綿障害予防規則」に基づく『石綿ばく露防止措置』を講じる必要がありますが、部品に石綿が含有されていることが把握されておらず、適切な措置が講じられなかった事例が散見されています。
- ▶ 本リーフレットでは、石綿含有部品の把握漏れをなくすための5つの対策をあげ、実際に発生した事例(対策が不十分であった例)を紹介します。把握の徹底をお願いします。

※掲載している事例は、「鉄道車両等における石綿含有製品等の把握の徹底について」（平成28年12月2日基安化発1202第1号）による指導や、事業者からの報告等により、都道府県労働局が把握したものです。

1 石綿に関する情報を、部署間で共有してください。

機械設備の石綿に関する情報が一部の部門にとどまると、解体や改造などを行う他部門において石綿含有部品の把握・確認漏れが生じます。それにより、必要な措置が講じられないまま解体などの作業が行われるおそれがありますので、必要な部署の全てで情報を共有するよう徹底してください。

事例① 機械設備について定期点検部門では石綿の含有を把握していたが、その他の部門でその情報を把握していなかった。

事例② 機械設備について設備部門では石綿の含有を把握していたが、解体業者に発注する部門でその情報を把握していなかった。

2 関係する全ての作業で、石綿の含有を確認してください。

石綿を含有する機械設備を扱う際は、解体だけでなく、改造など他の作業でも労働者の石綿ばく露防止措置が必要です。そのため、石綿含有のおそれのある部品を扱う全ての作業において、石綿含有の有無を確認してから行うよう徹底してください。

事例 機械設備の解体時には石綿含有の有無を確認していたが、改造時には石綿含有の有無を確認していなかった。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2017.11)

3 譲渡時には、譲渡先に石綿の情報を伝達してください。

機械設備を譲渡する場合は、譲渡先でも機械設備の石綿含有情報を把握することが必要です。譲渡・提供者は、石綿含有部品が使用された機械設備の譲渡などの際に、石綿の含有の有無（不明の場合は、不明である旨）を伝達してください。また受ける側も、譲渡・提供元に対して確認をしてください。

事例 機械設備について譲渡を受けた際に、石綿含有情報について伝達を受けていなかったため、石綿含有の可能性について気づかなかった。

4 石綿の情報を正しく整理して、確実に把握してください。

機械設備には、様々な部品に石綿が使用されている可能性があります。そのため、社内で共有する情報や、処理業者などに伝達する石綿含有情報に関しては、正しく整理した上で、把握漏れがないよう徹底してください。

事例 鉄道車両の石綿含有情報を車体と台車に分けて管理しており、車体の石綿情報は処分業者に伝達していたが、台車の石綿情報を伝達していなかった。

5 石綿を多用している機械設備は、部品などを全て確認してください。

鉄道車両など石綿含有部品を多く使用している機械設備については、全ての部品や塗料などについて、石綿の含有の有無を確認してください。

事例①	平成18年に石綿含有品が禁止された当時、部品メーカーに対して、石綿含有部品を包括的に確認するよう依頼したが、行政指導を契機に改めて部品ごとに確認を依頼した結果、部品メーカーの連絡内容に漏れがあることが分かった。
事例②	鉄道車両について、台車のスリ板には石綿が含有するものがあることが広く知られているため、社内で「スリ板」と呼称していた部品は調査していたが、スリ板の類似品である心皿ブッシュや台車軸箱支持装置案内子について調査を行っていなかった。
事例③	一般的に石綿含有の可能性が知られている部品（鉄道車両のスリ板）であるにも関わらず、石綿含有の有無を確認していなかった。
事例④	防音壁について、製造企業の仕様書では「ノンアスベスト」と記載されていたが、実際には石綿が含まれていた。経緯は明確でないが、製造当時は禁止されていない「クリソタイル」が含まれていた。

詳しくは

労働安全衛生法令のご不明点などは
厚生労働省HPをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、
労働基準監督署にお問い合わせください。



『石綿パンフレット等 | 厚生労働省』

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028652.html>



▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。

全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jafta.jp